第三十条第一項第二号中「規約又は」を「規約、」に改め、「管理規程」の下に「又は第五十七条の三の二第一項の利水調整規程」を加え、同項第七号中「事業報告書、収支決算書及び財産目録」を「決算関係書類」に改め、同条第三項中「その旨」を「、その旨」に改め、同条第四項中「組合員」を「組合員等」に改める。

第三十一条第二項中「第二十八条（第二十九条の三第二項」を「第二十八条第一項（第二十九条の四第二項」に改め、同条第六項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第三十一条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

第三十二条第一項中「定が」を「定めが」に改め、同条に次の一項を加える。

4　准組合員等は、定款で定めるところにより、総会に出席して意見を述べることができる。

第三十四条中「第二十八条（第二十九条の三第二項」を「第二十八条第一項（第二十九条の四第一項」に改め、同条ただし書中「但し、第二十九条の三第一項」を「ただし、第二十九条の四第一項」に、「定が」を「定めが」に改める。

第三十六条第一項中「定款の」を「定款で」に改め、同条第十項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「の定める」を「で定める」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「又は第三項」を「、第二項又は第四項」に、「定款の」を「定款で」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「組合員」の下に「又は准組合員」を、「第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「定款の」を「定款で」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、土地改良区は、定款で定めるところにより、その准組合員が、その准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地に係る組合員の同意を得て同項の規定により当該組合員に対して賦課すべき金銭、夫役又は現品の全部又は一部を当該准組合員に賦課すべき旨を申し出たときは、当該准組合員に対して、当該金銭、夫役又は現品の全部又は一部を賦課徴収するものとする。

第三十六条の二第一項中「政令の」を「政令で」に、「前条第一項」を「第三十六条第一項又は第二項」に改め、同条第二項中「定款の」を「定款で」に改め、同条を第三十六条の三とする。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（土地改良施設の管理への協力）

第三十六条の二　土地改良区は、土地改良施設の機能の保持又は増進を図るため必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、施設管理准組合員に対し、当該土地改良施設の管理への協力を求めることができる。

第三十七条中「定款の」を「定款で」に改め、「組合員」の下に「又は准組合員」を加える。

第三十八条中「政令の」を「政令で」に、「第三項若しくは第八項又は第三十六条の二」を「第二項、第四項若しくは第九項又は第三十六条の三」に、「次条まで」を「この条及び次条第一項」に改める。

第四十二条中「第三条第二項の規定による」を「第三条に規定する資格の」に改める。

第四十三条に次の一項を加える。

3　農地中間管理機構が土地改良区の地区内にある土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した場合において、当該資格の得喪についてその土地改良区に通知したときは、農地中間管理機構及び当該土地の全部又は一部について組合員たる資格を喪失し、又は取得した者は、それぞれ第一項の規定による通知をしたものとみなす。

第四十五条の見出し中「組合員」を「組合員等」に改め、同条第一項中「組合員に」を「組合員等に」に、「あてれば」を「宛てれば」に改める。

第四十八条第一項及び第三項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第十項中「省略してよい」を「省略することができる」に改め、同条第十一項中「その旨」を「、その旨」に改め、同条第十二項中「組合員」を「組合員等」に改める。

第五十二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「の定める」を「で定める」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第七項中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改め、同条第八項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「添附すればよい」を「添付すれば足りる」に改める。

第五十七条の二第一項中「を除く」を「に限る」に、「行なう」を「行う」に、「これらの施設の管理」を「管理」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第四項中「の定める」を「で定める」に、「その旨」を「、その旨」に改める。

第五十七条の三の次に次の一条を加える。

（利水調整規程）

第五十七条の三の二　土地改良区は、第二条第二項第一号の事業のうち農業用の用水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）の管理（委託を受けて行う管理を含む。）を行う場合には、農業用水の利用の調整に関する事項について、利水調整規程を定めなければならない。

2　前項の利水調整規程は、次に掲げる要件のいずれにも適合するものでなければならない。

一　当該土地改良区の地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者への農業用水の供給が適正に行われるものであること。

二　農業用水の供給の決定方法が、適正であり、かつ、明確に定められていること。

第二章第一節第三款第一目に次の一条を加える。

（土地改良施設に関する情報の提供）

第五十七条の九　国、地方公共団体その他の土地改良事業を行う者（土地改良区を除く。）は、当該土地改良事業により新設し、又は変更した土地改良施設の適切な管理に資するよう、当該土地改良施設の管理を行う土地改良区に対し、当該土地改良施設に関する情報の提供を行うように努めるものとする。

第六十七条第一項中「左に」を「次に」に改め、同条第三項中「その旨」を「、その旨」に改め、同条第四項中「組合員」を「組合員等」に改める。

第六十八条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「第十八条第十六項から第十八項まで」を「第十八条第十七項から第十九項まで」に改める。

第六十九条中「調査し、」の下に「貸借対照表（土地改良施設の管理を行わない土地改良区その他の農林水産省令で定める土地改良区である場合を除く。）及び」を加える。

第七十二条第四項中「組合員」を「組合員等」に改める。

第七十七条第一項中「土地改良区は」を「二以上の土地改良区は」に改め、「共同して」を削り、同条第二項中「の定める」を「で定める」に、「土地改良事業計画」を「事業の実施に関する計画」に改め、「事項」の下に「（第八十一条において「定款等」という。）」を加える。

第七十九条第一項中「左に」を「次に」に改め、同条第二項中「事業年度」を「土地改良区連合の事業年度」に改める。

第八十一条中「の定める」を「で定める」に、「定款、土地改良事業計画その他必要な事項」を「定款等」に改める。

第八十二条第一項中「定款の」を「定款で」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「定款の」を「定款で」に改め、同条第三項中「理事」の下に「（設立当時の理事を除く。）」を加え、「、監事の定数の少なくとも二分の一は、議員」を「は、次に掲げる要件の全て（当該土地改良区連合の所属土地改良区の地区内において耕作又は養畜の業務を営む議員が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合にあつては、第一号に掲げる要件）に該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該土地改良区連合の議員であること。

二　耕作又は養畜の業務を営む者であること。